

相続手続

相続とは、亡くなられた方の財産（すべての権利や義務）を、特定の方が引き継ぐことをいいます。このとき、亡くなられた方を「被相続人」、財産を引き継ぐ方を「相続人」といいます。

相続人の確定や相続手続のため、戸籍謄本、住民票及び印鑑証明書が必要になる場合があります。

※戸籍謄本や住民票については、56ページの「戸籍や住民票について」をご確認ください。

※相続のための便利な制度があります。詳しくは62ページの「法定相続情報証明制度」をご確認ください。

遺言の確認

- 遺言の有無や内容によって相続の手続は変わるため、まずは、遺言書の有無を確認しましょう。
- 公正証書遺言以外の形式（自筆証書遺言等）で遺言が残されていた場合は、家庭裁判所に遺言書を提出し、検認の手続が必要となります。

問い合わせ先 東京家庭裁判所 ☎03-3502-8331

相続放棄及び限定承認

- 被相続人の権利や義務の一切を引き継がず放棄することを「相続放棄」といいます。また、限度付きの相続を行うことを「限定承認」といいます。
- いずれの手続も、自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内に家庭裁判所に申し立てを行う必要があります。3か月以内に決められない場合には、「相続の承認又は放棄の期間の伸長」の申し立てを行いましょう。詳しくは家庭裁判所にお問い合わせください。

問い合わせ先 東京家庭裁判所 ☎03-3502-8331

相続税

- 相続税には、基礎控除額が設定されています。相続財産が基礎控除額を超えた場合、相続税の申告・納税が必要です。
- 相続財産を取得された方は、相続の開始があったことを知った日（通常は被相続人が亡くなられた日）の翌日から10か月以内に、申告・納税が必要です。

問い合わせ先 小石川税務署 ☎03-3811-1141、本郷税務署 ☎03-3811-3171

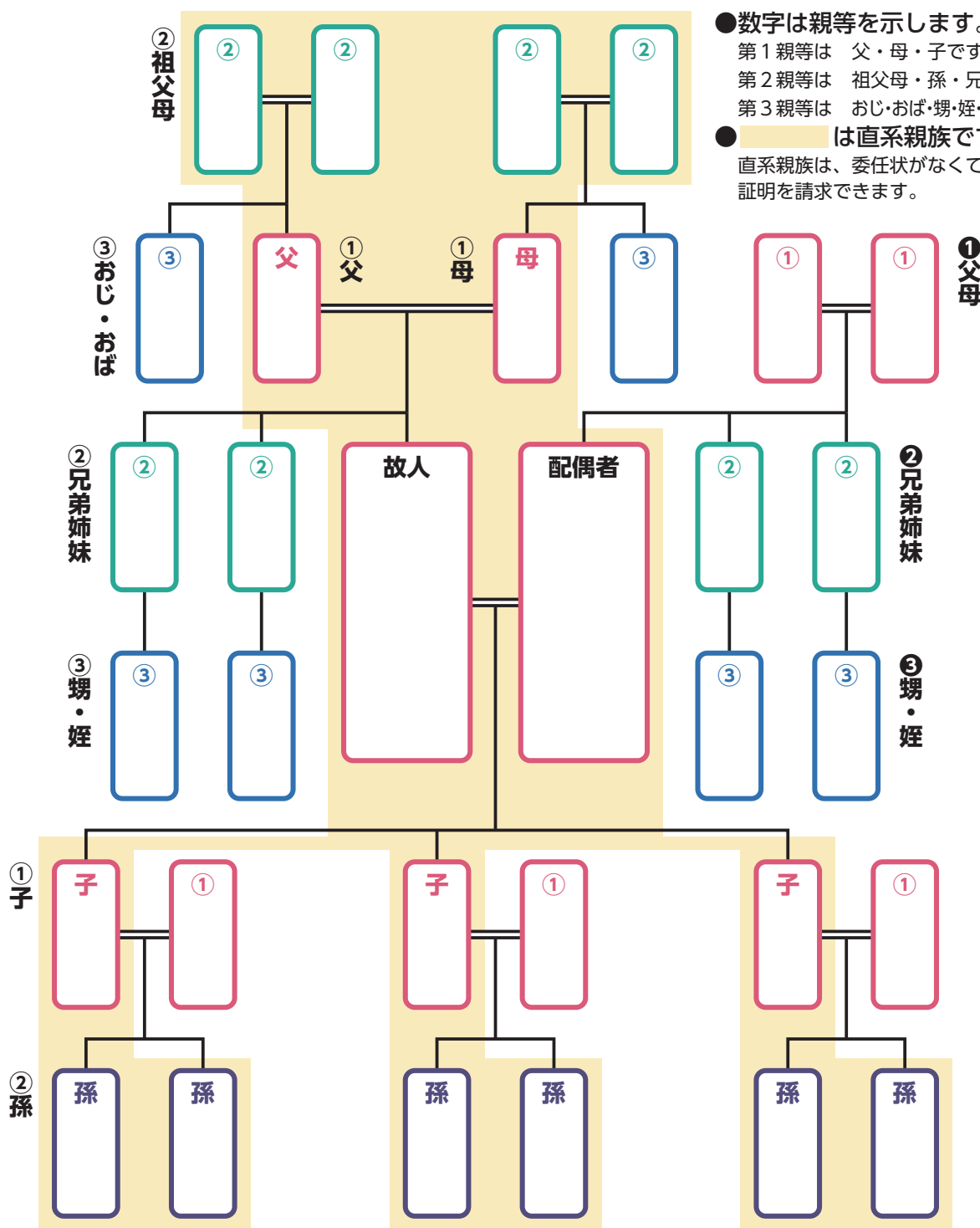
相続登記

- 不動産を所有していた方が亡くなられた場合、土地・建物の名義を相続人の名義に変更する手続が必要です。
- 令和6年4月1日より相続登記の申請が義務化されました。詳しくは63ページの「相続登記の義務化のご案内」をご確認ください。

問い合わせ先 東京法務局 ☎03-5213-1234

相続手続確認表

相続手続を行うときに、どのような親族関係であるか問われる場合があります。ご確認にお役立てください。



一般的な流れ

区役所内の手続

区役所外の手続

その他